

別表六の二(十)

「28」又は「41」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名	()
各 連 結 法 人 の 合 計 額	連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「55の①」)	21	円
各 連 結 法 人 の 合 計 額	工業用機械等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額 (取得連結法人の(1)の合計)	22	
各 連 結 法 人 の 合 計 額	繰越税額控除限度超過額を有する各連結法人の個別所得金額の合計額 (繰越連結法人の(1)の合計)	23	
各 連 結 法 人 の 合 計 額	調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)	24	
各 連 結 法 人 の 合 計 額	総調整前連結税額基準額 $(24) \times \frac{20}{100}$	25	
各 連 結 法 人 の 合 計 額	当期税額控除可能額の合計額 (各連結法人の(9)の合計)	26	
各 連 結 法 人 の 合 計 額	調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十二)「20の②」)	27	
各 連 結 法 人 の 合 計 額	当期税額控除額の合計額 $(26) - (27)$	28	
各 連 結 法 人 の 合 計 額	総調整前連結税額基準額 $(24) \times \frac{20}{100}$	29	
各 連 結 法 人 の 合 計 額	総調整前連結税額基準額の残額 $(29) \text{又は} (29) - (26)$	30	
各 連 結 法 人 の 合 計 額	繰越税額控除可能額の合計額	31	
各 連 結 法 人 の 合 計 額	繰越税額控除可能額の合計額	32	
各 連 結 法 人 の 合 計 額	繰越税額控除可能額の合計額	33	
各 連 結 法 人 の 合 計 額	繰越税額控除可能額の合計額	34	
各 連 結 法 人 の 合 計 額	合 計	35	
各 連 結 法 人 の 合 計 額	繰越税額控除可能額の合計額	36	
各 連 結 法 人 の 合 計 額	繰越税額控除可能額の合計額	37	
各 連 結 法 人 の 合 計 額	繰越税額控除可能額の合計額	38	
各 連 結 法 人 の 合 計 額	繰越税額控除可能額の合計額	39	
各 連 結 法 人 の 合 計 額	合 計	40	
各 連 結 法 人 の 合 計 額	当期繰越税額控除額の合計額 $(35) - (40)$	41	
各 連 結 法 人 の 合 計 額	法人税額の特別控除額の合計額 $(28) + (41)$	42	
各 連 結 法 人 の 合 計 額	連結事業年度又は事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除額
各 連 結 法 人 の 合 計 額	43	44	45
各 連 結 法 人 の 合 計 額	①	円	円
各 連 結 法 人 の 合 計 額	②		外 円
各 連 結 法 人 の 合 計 額	③		外
各 連 結 法 人 の 合 計 額	④		外
各 連 結 法 人 の 合 計 額	計	(17)	
各 連 結 法 人 の 合 計 額	当期分	(5)	(9) 外
各 連 結 法 人 の 合 計 額	合 計		

別表六の二(十) 平二十七・四・一以後終了連結事業年度分

各 連 結 法 人 の 合 計 額	個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)	1	円
各 連 結 法 人 の 合 計 額	調整前連結税額の個別帰属額 $(24) \times \frac{(1)}{(21)}$	2	
各 連 結 法 人 の 合 計 額	取 得 価 額 の 合 計 額 (別表六の二(十)付表「10」の合計)	3	
各 連 結 法 人 の 合 計 額	同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額	4	
各 連 結 法 人 の 合 計 額	税 額 控 除 限 度 額 $((3) - (4)) \times \frac{15}{100} + (4) \times \frac{8}{100}$	5	
各 連 結 法 人 の 合 計 額	調整前連結税額基準額 $(25) \times \frac{(1)}{(22)}$	6	
各 連 結 法 人 の 合 計 額	個 別 帰 属 額 基 準 額 $(2) \times \frac{20}{100}$	7	
各 連 結 法 人 の 合 計 額	法人税額基準額 (6)と(7)のうち少ない金額		
各 連 結 法 人 の 合 計 額	当期税額控除 (5)と(8)のうち少ない金額		
各 連 結 法 人 の 合 計 額	調整前連結税額超過構成額 $(27) \times \frac{(9)}{(26)}$	10	
各 連 結 法 人 の 合 計 額	当 期 税 額 控 除 額 (9) - (10)	11	
各 連 結 法 人 の 合 計 額	繰越税額控除限度超過額 (43の計)	12	
各 連 結 法 人 の 合 計 額	調整前連結税額基準額 $(30) \times \frac{(1)}{(23)}$	13	
各 連 結 法 人 の 合 計 額	個 別 帰 属 額 基 準 額 $(2) \times \frac{20}{100}$	14	
各 連 結 法 人 の 合 計 額	個別帰属額基準額の残額 (14)又は(14) - (9)	15	
各 連 結 法 人 の 合 計 額	法人税額基準額 (13)と(15)のうち少ない金額	16	
各 連 結 法 人 の 合 計 額	当期繰越税額控除可能額 (12)と(16)のうち少ない金額	17	
各 連 結 法 人 の 合 計 額	調整前連結税額超過構成額 $(36) \times \frac{(44の①)}{(31)} + (37) \times \frac{(44の②)}{(32)} + (38) \times \frac{(44の③)}{(33)} + (39) \times \frac{(44の④)}{(34)}$	18	
各 連 結 法 人 の 合 計 額	当 期 繰 越 税 額 控 除 額 (17) - (18)	19	
各 連 結 法 人 の 合 計 額	法人税額の特別控除額の個別帰属額 (11) + (19)	20	

P28参照

別表六の二(十)

「28」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
沖縄の観光地形成促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (別表六の二(十)付表 1 欄が「第 1 号」)	第68条の13第 1 項(第42条の 9 第 1 項第 1 号)	10476	「28」欄の金額
沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (別表六の二(十)付表 1 欄が「第 2 号」)	第68条の13第 1 項(第42条の 9 第 1 項第 2 号)	10477	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (別表六の二(十)付表 1 欄が「第 3 号」)	第68条の13第 1 項(第42条の 9 第 1 項第 3 号)	10478	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (別表六の二(十)付表 1 欄が「第 4 号」)	第68条の13第 1 項(第42条の 9 第 1 項第 4 号)	10479	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (別表六の二(十)付表 1 欄が「第 5 号」)	第68条の13第 1 項(第42条の 9 第 1 項第 5 号)	10480	

「41」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	「第68条の13第 2 項」(第42条の 9 第 1 項第 1 号から第 5 号まで)、「平成26年旧措置法第68条の13第 2 項」(平成26年旧措置法第42条の 9 第 1 項第 1 号から第 5 号まで)又は「平成24年旧措置法第68条の13第 2 項」(同法第42条の 9 第 1 項第 1 号から第 5 号まで)	10394	「41」欄の金額